

投資信託受益権振替決済口座管理規定

(改定日：2021年6月15日 下線部が改定部分)

現行	改定後
<p>第6条（振替の申請） 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、<u>届出の印章により</u>記名押印してご提出ください。 (1)～(5) 現行どおりにつき省略</p> <p>第12条（届出事項の変更手続き） <u>印章を失った場合、または印章、住所、氏名もしくは名称、取引を行う目的、職業、法人の場合における代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、個人番号、法人番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに</u>当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 2～4 現行どおりにつき省略</p> <p>第19条（免責事項） 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) 現行どおりにつき省略 (2) <u>各種依頼書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて</u> 投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いを行ったうえで、当該書類について偽造、変造、その他の事故があった場合に生じた損害 (3) <u>各種依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替を行わなかった場合に</u> 生じた損害 (4)～(7) 現行どおりにつき省略</p>	<p>第6条（振替の申請） 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、<u>また法人の場合においては届出の印章により</u>記名押印してご提出ください。 (1)～(5) 同左</p> <p>第12条（届出事項の変更手続き） <u>住所、氏名もしくは名称、取引を行う目的、職業、法人の場合における印章、代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、個人番号、法人番号その他の届出事項に変更があった場合、または法人の場合における印章を失った場合は、直ちに</u>当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 2～4 同左</p> <p>第19条（免責事項） 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) 同左 (2) <u>法人の場合における各種依頼書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて</u> 投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いを行ったうえで、当該書類について偽造、変造、その他の事故があった場合に生じた損害 (3) <u>法人の場合における各種依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替を行わなかった場合に</u> 生じた損害 (4)～(7) 同左</p>

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（公共債）

（改定日：2021年6月15日 下線部が改定部分）

現行	改定後
<p>第2条（保護預り証券の保管方法および保管場所） 当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく<u>混蔵</u>して保管（以下、「<u>混蔵</u>保管」といいます。）できるものとしします。</p> <p>② 前号による<u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>第3条（<u>混蔵</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混蔵</u>保管する保護預り証券については、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～② 現行どおりにつき省略</p> <p>第8条（預入れおよび返還） 保護預りの国債証券等を預け入れる場合は、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下、「お客さま等」といいます。）が当行所定の<u>依頼書に届出の印章</u>により記名押印してご提出ください。</p> <p>2～4 現行どおりにつき省略</p> <p>第9条（振替の申請） 1～4 現行どおりにつき省略</p> <p>5 振替債等の全部または一部を振替える場合は、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の<u>依頼書に届出の印章により</u>記名押印してご提出ください。</p> <p>6 現行どおりにつき省略</p> <p>第15条（抽選償還） <u>混蔵</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合は、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>第2条（保護預り証券の保管方法および保管場所） 当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく<u>混合</u>して保管（以下、「<u>混合</u>保管」といいます。）できるものとしします。</p> <p>② 前号による<u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>第3条（<u>混合</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混合</u>保管する保護預り証券については、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～② 同左</p> <p>第8条（預入れおよび返還） 保護預りの国債証券等を預け入れる場合は、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下、「お客さま等」といいます。）が当行所定の<u>依頼書に記入のうえ、また法人の場合においては届出の印章</u>により記名押印してご提出ください。</p> <p>2～4 同左</p> <p>第9条（振替の申請） 1～4 同左</p> <p>5 振替債等の全部または一部を振替える場合は、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の<u>依頼書に記入し、また法人の場合においては届出の印章により</u>記名押印してご提出ください。</p> <p>6 同左</p> <p>第15条（抽選償還） <u>混合</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合は、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p>

現行	改定後
<p>第 18 条（届出事項の変更） 印章を失った場合、または印章、氏名もしくは名称、住所、取引を行う目的、職業、<u>法人の場合における代表者の役職</u>、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、個人番号、法人番号その他の届出事項に変更があった場合は、<u>直ちに</u>当行所定の方法によりお手続きください。</p> <p>2～4 現行どおりにつき省略</p> <p>第 21 条（解約等） この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約する場合は、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の<u>依頼書に届出の印章</u>により記名押印して提出し、保護預り証券をお引取りまたは振替債等を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されない場合も同様とします。</p> <p>2～6 現行どおりにつき省略</p> <p>第 26 条（免責事項） 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 現行どおりにつき省略</p> <p>② <u>各種依頼書</u>、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消、その他の取扱いを行ったうえで、当該書類について偽造、変造、その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ <u>各種依頼書</u>に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消を行わなかった場合に生じた損害</p> <p>④～⑦ 現行どおりにつき省略</p>	<p>第18条（届出事項の変更） 氏名もしくは名称、住所、取引を行う目的、職業、<u>法人の場合における印章、代表者の役職</u>、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、個人番号、法人番号その他の届出事項に変更があった<u>場合、または法人の場合における印章を失った場合は、直ちに</u>当行所定の方法によりお手続きください。</p> <p>2～4 同左</p> <p>第21条（解約等） この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約する場合は、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の<u>依頼書に記入のうえ、また法人の場合においては届出の印章</u>により記名押印して提出し、保護預り証券をお引取りまたは振替債等を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されない場合も同様とします。</p> <p>2～6 同左</p> <p>第26条（免責事項） 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 同左</p> <p>② <u>法人の場合において、各種依頼書</u>、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消、その他の取扱いを行ったうえで、当該書類について偽造、変造、その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ <u>法人の場合において、各種依頼書</u>に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消を行わなかった場合に生じた損害</p> <p>④～⑦ 同左</p>

株式会社投資信託 自動けいぞく（累積）投資約款

（改定日：2021年6月15日 下線部が改定部分）

現行	改定後
<p>第2条（申込方法）</p> <p>（1）申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、<u>署名捺印して、これを当行に提出することによって契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとし</u>ます。 ただし、すでに他の累積投資において契約が締結されているときは、個別ファンドの第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。</p> <p>（2）～（4）現行どおりにつき省略</p> <p>第9条（申込事項等の変更）</p> <p>（1）改名、転居および<u>届出印</u>の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、当行所定の手続きによって遅滞なく当行に届出ていただきます。</p> <p>（2）現行どおりにつき省略</p> <p>第10条（その他）</p> <p>（1）現行どおりにつき省略</p> <p>（2）当行は、次の各号によって<u>申込者に</u>生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① <u>この契約に基づく個別ファンドの換金または振替請求のために提出された印影が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、換金または振替代金を申込者からあらかじめ指定された預金口座に入金した場合。</u></p> <p>② <u>この契約に基づく個別ファンドの換金または振替請求のために提出された印影が届出の印鑑と相違することにより、換金または振替請求を受付けなかった場合。</u></p> <p>③ <u>天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付けもしくは個別ファンド返還代金の換金代金の支払いまたは振替が遅延した場合。</u></p> <p>（3）現行どおりにつき省略</p>	<p>第2条（申込方法）</p> <p>（1）申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、<u>また法人の場合は届出の印章を押捺して、これを当行に提出することによって契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとし</u>ます。 ただし、すでに他の累積投資において契約が締結されているときは、個別ファンドの第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。</p> <p>（2）～（4）現行どおりにつき省略</p> <p>第9条（申込事項等の変更）</p> <p>（1）改名、転居および<u>法人の場合における届出印</u>の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、当行所定の手続きによって遅滞なく当行に届出ていただきます。</p> <p>（2）同左</p> <p>第10条（その他）</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）当行は、<u>天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付けもしくは個別ファンド返還代金の換金代金の支払いまたは振替が遅延したことにより、申込者に</u>生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（3）同左</p>

山梨中銀投信積立取扱規定（投資信託定時定額購入取引）

（改定日：2021年6月15日 下線部が改定部分）

現行	改定後
<p>第4条（申込方法） （1）お客さまは、<u>当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名および届出印を押捺し、これを当行に提出して</u>当行が承諾した場合に本取引を利用することができます。 （2）現行どおりにつき省略</p> <p>第5条（申込内容の変更） （1）お客さまが申込内容を変更する場合は、<u>当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名および届出印を押捺し、</u>当行に申し出ることにより変更することができます。 （2）現行どおりにつき省略</p> <p>第7条（払込開始時期および払込期間） （1）現行どおりにつき省略 （2）<u>お客さまから本取引に関する変更または中止の申し出がない場合は、指定銘柄の信託期限（償還期限）まで払込みを行うものとします。なお、払込期間内であっても指定銘柄が償還となった場合は、取扱いを中止するものとします。</u></p> <p>第15条（印鑑照合） <u>当行が当行所定の書類に使用された印影を、投資信託振替決済口座印鑑届の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合は、それらの書類について偽造、変造等があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。</u></p> <p>第16条（その他） 現行どおりにつき省略</p>	<p>第4条（申込方法） （1）お客さまは、<u>当行所定の手続きにより本取引を申込みものとし、</u>当行が承諾した場合に本取引を利用することができます。 （2）同左</p> <p>第5条（申込内容の変更） （1）お客さまが申込内容を変更する場合は、<u>当行所定の手続きにより、</u>当行に申し出ることにより変更することができます。 （2）同左</p> <p>第7条（払込開始時期および払込期間） （1）同左 （2）<u>お客さまから予め払込期間の設定がない場合、および本取引に関する変更または中止の申し出がない場合は、指定銘柄の信託期限（償還期限）まで払込みを行うものとします。なお、払込期間内であっても指定銘柄が償還となった場合は、取扱いを中止するものとします。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第15条（その他） 同左</p>

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

(改定日：2021年6月15日 下線部が改定部分)

現行	改定後
<p>第1条（約款の趣旨） この約款は、<u>お客さま</u>が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社山梨中央銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>2 現行どおりにつき省略</p>	<p>第1条（約款の趣旨） この約款は、<u>お客さま（個人のお客さまに限ります。）</u>が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社山梨中央銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>2 同左</p>

インターネット富士山支店ご利用規定

(改定日：2021年6月15日 下線部が改定部分)

現行	改定後
<p>1. ～ 3. 現行どおりにつき省略</p> <p>4. お届け印 (1) 当店と取引を開始する際に、印鑑の届出は必要ありません。 しかし、口座振替依頼書による各種料金の口座振替取引をご希望の場合は、別途ご案内させていただく方法により、印鑑の届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 口座振替依頼書による各種料金の口座振替取引② <u>投資信託</u>③ ICキャッシュカードの生体認証登録④ <u>定額自動送金の申込み</u> <p>(以下、現行どおりにつき省略)</p>	<p>1. ～ 3. 同左</p> <p>4. お届け印 (1) 当店と取引を開始する際に、印鑑の届出は必要ありません。 しかし、口座振替依頼書による各種料金の口座振替取引をご希望の場合は、別途ご案内させていただく方法により、印鑑の届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 口座振替依頼書による各種料金の口座振替取引 (削除)② ICキャッシュカードの生体認証登録③ <u>定額自動送金の申込み</u> <p>(以下同左)</p>